

V 主体別役割

1 主体別役割の考え方

温室効果ガスは人間活動のあらゆる面から発生するため、その削減のためには、県民、事業者、民間団体及び行政の各主体それぞれが、地球温暖化問題の現状について正しい認識を持ち、担うべき役割とその意義を理解し、それぞれの立場に応じて、自主的、かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

また、温暖化対策を推進する各主体の連携を促進し、ネットワークづくりを進めていくことが重要です。

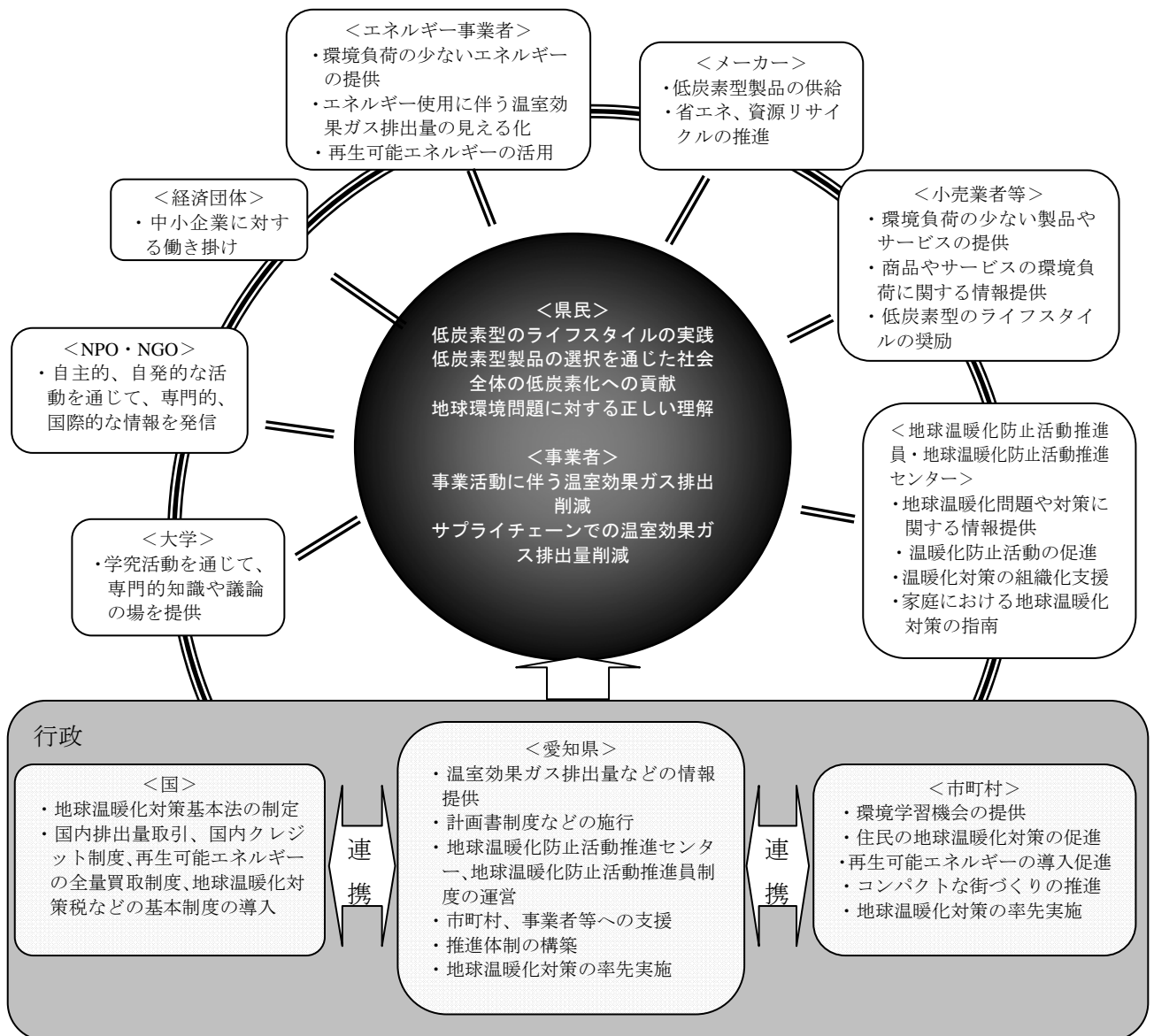


図5-1 主体別の役割とネットワーク

2 県民の役割

県民の皆さんには、地球温暖化問題について理解を深めるとともに、日常生活で排出しているCO₂排出量を認識し、できることから対策を実践していくことが期待されます。低炭素型ライフスタイルの実践は、光熱費の節約や低炭素型ビジネススタイルの拡大にもつながり、社会全体の低炭素化に貢献することとなります。

【期待される取組の例】

(1) ライフスタイルの改善でエコ

- ・環境家計簿などで、自宅や自家用車から出るCO₂排出量の把握
- ・地球温暖化や省エネに関する正しい知識の習得
- ・不要な照明はこまめに消す、冷暖房は控え目にするなど、省エネ行動の実践
- ・買物袋を持参する、ゴミはルールに従って分別するなど、ゴミの量の削減
- ・クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分ける「エコ モビリティ ライフ」の実践
- ・自動車を運転する際は、加減速の少ない「エコドライブ」の実践

(2) 買い替えでエコ

- ・白熱電球から電球型蛍光灯やLED電球へ交換
- ・省エネ型の家電製品の選択（特に、エネルギー使用量の多い冷蔵庫やエアコンなど）
- ・ハイブリッド自動車や電気自動車などCO₂排出量の少ない車種の選択 など

(3) 省エネ住宅でエコ

- ・給湯には、エコキュートやエコジョーズ等の高効率給湯器、太陽熱温水器などの導入
- ・窓の複層ガラス化・二重サッシ化、壁・天井の断熱など、省エネリフォームの実施
- ・住宅を購入する際には、日当たり・風通し・間取りなどのほか、断熱性や給湯設備の省エネ性能などを確認
- ・太陽光発電や燃料電池など、効果の大きな対策技術の導入

(4) 商品選択でエコ

- ・製造・流通・使用・廃棄の全ての過程を通じて排出されるCO₂が少ない商品の選択
- ・排出されるCO₂相当分を森林整備や省エネプロジェクトへの寄付により相殺したカーボンオフセット商品の選択
- ・保存や運搬のエネルギーが少ない県内産食材の選択

3 事業者の役割

事業者は、率先して省エネルギー・省 CO₂ 対策に取り組むことで、製品・サービスの競争力を高め、持続可能な事業の発展につなげていくことが必要です。

また、消費者に低炭素型の商品やサービスを提供するとともに、商品やサービスの環境負荷について分かりやすく情報提供することにより、消費者の CO₂ 排出量への関心を高め、社会全体の低炭素化へ貢献することが期待されます。

【期待される取組の例】

(1) 事業活動における省エネ・省 CO₂ 対策の推進

- ・重油から天然ガスへの燃料転換、ボイラーや炉の高効率型への更新
- ・工業用ヒートポンプやコージェネレーションの導入
- ・工場・店舗・事務所などの屋上緑化や高反射塗装、空調機の高効率化、外気空調の導入
- ・照明の高効率化（HF 蛍光灯や LED 照明など）や昼光の積極的利用
- ・OA 機器の省エネ化、BEMS やデマンド監視装置の導入
- ・工場・店舗・事務所などの新築に際して、省エネ性能の優れた建物にする

(2) 事業活動に関連する範囲での対策の推進

- ・CO₂ 排出量の少ない原材料の使用
- ・廃棄物の削減やリサイクル利用の促進、排熱の有効利用や場外への供給
- ・エコ通勤の推奨、従業員の家庭でのエコ行動の促進
- ・ノーレジ袋（低包装）の推進、公共交通機関での来店の促進

(3) CSRとしての低炭素化への貢献

- ・地域が行う地球温暖化防止活動への支援
- ・環境学習機会の提供

(4) 業種別の固有の役割

ア モノづくり企業

- ・使用時・廃棄時に CO₂ 排出が少ない製品の開発・供給

イ 小売・サービス事業者

- ・省エネ型製品や、製造時等の CO₂ 排出量が少ない製品、県内産食材等の積極的な取扱い
- ・消費者が低炭素型の商品・サービスを選択できるよう、省エネ性能などの情報発信

ウ 不動産関連事業者

- ・省エネ性能が高く、長寿命の住宅・建築物の提供

- ・エネルギーの面的利用や風の道の確保などの面的対策を織り込んだ開発の実施

エ エネルギー供給事業者

- ・CO₂排出原単位の低減やエネルギーの面的利用の推進
- ・エネルギー使用の合理化に関する情報提供

オ 金融機関

- ・環境経営に取り組む事業者に対して、金利を優遇するなど積極的な資金提供

カ 運輸事業者

- ・公共交通ネットワークの充実

4 大学、NPO の役割

大学やNPOなどは、それぞれの専門性を活かして、地球温暖化対策の新たな技術・手法を開発し、さらに、実証や情報提供を通じて、その成果を社会に還元していくことが期待されます。

【期待される取組の例】

(1) 大学

- ・地球温暖化に対する技術的・社会的解決方策（基礎研究、技術開発、仕組みづくり等）の開発と地域への移転
- ・地球温暖化対策をリードする専門的人材の育成
- ・地球温暖化に関する科学的知識の普及

(2) NPO

- ・市町村、事業者、温暖化防止推進員などと連携して、主体的に地域の実情に即した自主的な地球温暖化対策の実践
- ・地球温暖化に関する普及啓発、活動支援、調査研究など、それぞれの専門性を活かした幅広い活動

5 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターの役割

温暖化防止推進員は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行うことが期待されます。

温暖化防止センターは、地球温暖化防止活動を行う各主体の連携を促進するとともに、活動の活性化や質の向上を図るため、適切な情報提供や活動への助言を行うことが期待されます。

【期待される取組の例】

(1) 地球温暖化防止活動推進員

- ・地球温暖化の現状や温暖化対策に関する知識等の修得・普及
- ・市町村、NPOなどと連携して、地域の主体的な温暖化防止活動の促進

(2) 地球温暖化防止活動推進センター

- ・市町村、事業者、NPO、温暖化防止推進員などと連携して地球温暖化防止活動を展開することによる地域の自主的な地球温暖化防止活動の活性化
- ・温暖化防止推進員や地球温暖化対策地域協議会に対する研修、情報提供、助言

6 行政の役割

行政には、施策の総合的・計画的な推進役が期待されます。地球温暖化対策を進める取組主体に対する各種支援、各主体間の連携促進・ネットワークづくりを進めるとともに、率先して地球温暖化対策に取り組むことが求められます。

【期待される取組の例】

(1) 国

ア 地球温暖化問題に関する基礎的情報の提供

- ・温室効果ガス排出状況、気候の変動、動植物への影響等の基礎情報の整理・提供

イ 国内対策の基本構造の確立

- ・我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成のため、国内で削減すべき目標とその内訳、導入すべき技術、各主体の役割などを明らかにした計画の策定
- ・国内排出量取引や再生可能エネルギーの固定価格買取制度、地球温暖化対策のための税などの基本法制の早期整備

ウ 対策に必要な資金の提供

- ・対策実施者や県・市町村等に対する財政的支援の効果的な実施

(2) 県

ア 率先行動

- ・あいちエコスタンダード（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））による対策の推進
- ・県有施設における未利用エネルギーの有効利用や再生可能エネルギーの利用拡大
- ・電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の率先導入及び充電インフラの整備促進
- ・「グリーン購入」や「省CO₂電力入札」など、環境負荷の少ない商品やサービスの購入
- ・県有施設の緑化や被覆の改善の推進

イ 事業者や県民の地球温暖化対策の促進

- ・大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度や建築物環境配慮制度の運用
- ・国内クレジット制度の活用などによる中小企業のCO₂排出削減の促進
- ・新エネ・省エネ設備の導入に関する情報提供や資金面の支援
- ・県内事業者が開発・製造した製品の低炭素化への貢献量を評価・公表する仕組みづくり

ウ 社会連携の推進

- ・大学、NPO、温暖化防止推進員、温暖化防止センターなど、地球温暖化対策を支援する諸団体の情報交換の場の確保や協働・連携の仕組みづくり

エ 市町村の地球温暖化対策に対する支援

- ・市町村の地球温暖化対策実行計画の策定の支援
- ・市町村が行う住民向けの施策等について情報提供や資金面の支援

オ 広域・大規模な対策プロジェクトの促進

- ・低炭素地域づくりのための対策の普及やインフラ整備にかかる広域計画の立案の推進
- ・大規模開発において、熱の面的利用の推進など、計画的な地球温暖化対策の導入の促進
- ・低炭素な地域交通ネットワークづくりの推進
- ・風の道の確保や生態系ネットワークの形成

カ 県民の環境意識の高揚、知識の普及

- ・「あいち環境学習プラザ」、「もりの^{まなびや}学舎」、「あいち海上の森センター」などの環境学習施設における環境学習や出前講座の実施などにより、県民の環境意識を高揚
- ・高等学校等での環境教育の推進

キ 戦略の推進と進行管理

- ・県内の温室効果ガス排出量を始めとする各種目標の進捗状況を把握し、必要に応じて、目標や施策の見直し

(3) 市町村

ア 率先行動

- ・事務事業に係る温室効果ガスの排出削減計画の策定、積極的な対策の実施
- ・上下水道施設や廃棄物処理施設などにおける未利用エネルギーの有効利用
- ・太陽光を始めとする地域内に潜在する再生可能エネルギーの利用拡大
- ・スマートグリッド技術の先駆的導入

イ 社会連携の推進

- ・地球温暖化対策地域協議会を組織するなど、住民や事業者との協力関係を構築して、主体的な取組を促進

ウ まちづくり

- ・集約型まちづくりや低炭素な地域交通ネットワークの整備
- ・風の道の確保や生態系ネットワークの形成に配慮したまちづくりの推進
- ・緑化、透水性舗装や保水性舗装などによる被覆改善の推進

エ 住民の環境意識の高揚、知識の普及

- ・社会教育等としての環境学習機会の提供、環境学習施設の整備
- ・小中学校等での環境教育の推進

オ 地球温暖化対策実行計画の策定と公表

- ・都市計画や農業振興地域整備計画との整合性にも配慮しつつ、地球温暖化対策推進法第20条の3の規定に基づく区域内の地球温暖化対策推進のための計画の策定・公表

VI 戦略の推進

1 戦略の推進体制

この戦略に関わる主体が、互いに情報を共有し、連携して取組を実施できるよう、関係者の参画による推進会議を設置し、定期的に会議を開催します。また、戦略の推進大会を開催し、各主体の取組内容を広く県民・事業者等へPRする機会を確保します。

(1) 推進会議（温対法の実行計画協議会）

温室効果ガス排出量の削減を実施する県民・事業者と、その取組を支援する行政、温暖化防止センター、温暖化防止推進員、事業者、大学、NPOなどが定期的に意見交換し、戦略の推進策を検討する推進会議を開催し、産学・行政などが連携した取組の推進を図ります。

(2) 行政連絡会議

地域資源を活用した地球温暖化対策の推進方策について検討するため、地域単位で県と関係市町村による行政連絡会議を開催し、広域的な地球温暖化防止について検討するとともに、民間事業者を含めた関係者の連携による未利用資源・エネルギーの活用等の事業化を推進します。

(3) 戦略推進大会

県内の各主体が、取組の成果を公表し、情報を共有する場として、戦略推進大会を毎年開催します。

2 戦略の進行管理

この戦略では、中長期の方針・目標を定めることに重点を置いており、その具体的な推進は、各主体が毎年、検討・実施していく事業の中で実現されていくものと考えています。

このため、1年をサイクルとして、各主体の取組に関する情報を共有し、必要に応じて連携するなどして、年々取組を高めていくための仕組みを整えます。

(1) 1年サイクルでのPDCAの実施

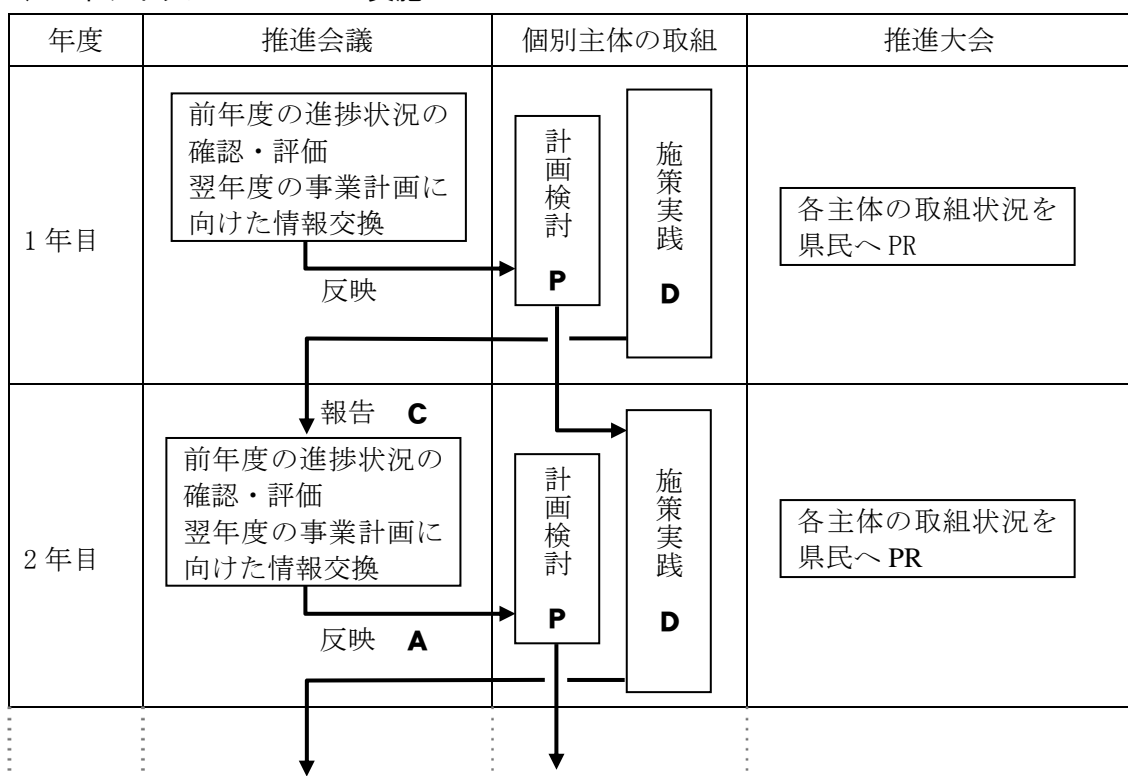


図6-1 戦略のPDCAサイクル

(2) 目標達成度による進捗管理・戦略の見直し

- 温室効果ガス排出量を始め戦略に掲げた数値目標については、各主体の取組の参考となるよう、毎年調査し、目標達成度を推進会議に報告・公表します。
- 目標の達成状況を踏まえ、概ね5年程度を目処に、個別目標等の見直しを行うこととします。
- 国の地球温暖化対策に関する施策、計画の策定・見直し等、国内外の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。